

事 務 連 絡

平成31年2月20日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学

会計検査院による実地検査の結果に関するご対応について（依頼）

再生可能エネルギー施策の推進に当たりましては、平素より御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、今年度の会計実地検査の結果、『バイオマス熱利用設備で使用した燃料が実施計画書及び利用状況報告書に記載された燃料と異なっていて、実際に使用した燃料のバイオマス依存率が60%未満となっている事態』、『利用状況報告書により太陽熱、地中熱、バイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備及びバイオマス燃料を製造する設備（以下「再エネ熱利用等設備」という。）の稼働状況や達成率を適切に把握することができない事態』及び『再エネ熱利用等設備が長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっている事態』が判明し、「平成29年度決算検査報告」（平成30年11月9日付け会計検査院から内閣へ送付）において、会計検査院法第34条及び同法第36条の規定により処置要求がなされました。（参考資料参照）

つきましては、会計検査院からの処置要求の趣旨を踏まえ、皆様におかれましては次のとおりご対応をお願いします。

■会計検査院からの処置要求と今後の対応（概要）

本事業では、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることなどを目的として、民間事業者、地方公共団体等が再エネ熱利用等設備を導入する事業に要する経費の一部を補助しています。補助金を受けた事業者は、設備導入後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守については、その実施内容、体制等を充分整備するとともに、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある旨が交付規程等に定められております。

しかしながら、今年度の会計実地検査の結果、一部の事業において以下のような事態が判明しました。

- 実際に使用した燃料のバイオマス依存率が補助要件を下回る事態

提出された実施計画書及び各年度の利用状況報告書には、いずれも当該設備の使用燃料が木質チップであり、バイオマス依存率 100%であると記載されていたのに、実際には木質チップ以外の燃料が使用されており、バイオマス依存率が補助の要件とされている 60%を下回る状況となっていた。

- 再エネ熱利用等設備の稼働率や達成率を適切に把握できない事態

利用状況報告書では実際には設備の稼働を停止していた期間も、稼働していたとする内容を記載して報告していた事業者がいた。また、一部の事業者については、実際の達成率（導入した設備から供給される熱量等の計画値に対する実績値の割合をいう。以下同じ。）が低調だったにもかかわらず、計画値を達成していたとする内容を記載して報告していた。

- 再エネ熱利用等設備の長期稼働停止や達成率が低調になっている事態

設備が故障したのに修理を行っていなかったり、異物が混入した木質チップにより設備の故障が頻発したため良質な木質チップの調達先を検討したが確保できなかったりしていたことなどから長期にわたり稼働を停止していた。また、再エネ熱利用等設備よりも灯油、電気等をエネルギー源とする設備を優先的に使用したり、良質な木質チップや自社製造のバイオマス燃料等について十分な量を確保できなかったりしていたことなどから、達成率が低調になっていた。

以上のような事態を受け、再エネ熱利用等設備の適正な管理のため、次の項目について遵守してください。

1. バイオマス熱利用設備及びバイオマス燃料製造設備における補助要件の遵守について

本事業の交付決定を受けたバイオマス熱利用設備については、設備を利用する期間は継続的にバイオマス依存率が60%以上となる燃料を使用する必要があり、また、バイオマス燃料製造設備についてはバイオマス依存率が60%以上となる原料を使用するなど、公募要領に記載の補助要件を満たす必要があります。今回の検査において、利用状況報告書等に記載された燃料と異なる燃料が使用され、実際に使用した燃料が補助の要件を満たさない事例が見受けられましたので、当該設備を導入した事業者の皆様におかれましては、利用状況報告書に事実を正確に記載する必要があることはいうまでもありませんが、それに加えて、設備を利用する期間は継続的にこれらの要件を遵守してください。

ついては、今後このような事態の再発防止を図るため、利用状況報告書の提出時には、実際に使用した原料及び燃料の種類等が記載された納品書等のバイオマス依存率の計算根拠等を裏付ける資料を提出してください。（別紙1参照）

なお、補助要件を満たしていないことが判明した場合には、利用状況報告書と併せて要件を満たした適切な設備稼働に向けた改善計画を提出し、当該改善計画に基づきその進捗状況を随時、弊法人へ報告してください。（別紙3参照）

当該指摘の対象事業者及び提出資料など

☐ 対象者

バイオマス熱利用設備及びバイオマス燃料製造設備を導入した事業者

☐ 提出資料

- ・ 利用状況報告書
- ・ バイオマス依存率計算書（別紙1参照）
- ・ バイオマス依存率などを裏付ける根拠資料（別紙1参照）
- ・ （※補助要件を満たしていない事業者のみ）改善計画書（別紙3参照）

☐ 提出時期

毎年の利用状況報告時（平成31年は4月1日～4月30日まで）

2. 稼働率等の適切な把握のための追加書類の提出について

公募要領に基づき設備稼働後の利用状況報告書の提出をいただいているところです

が、今回の検査において、利用状況報告書の内容と実際の稼働状況が合致していない事例が見受けられました。ついては、このような事態の再発防止を図るため利用状況報告書の提出に当たり、導入した設備の稼働状況や達成率を適切に把握できるよう、設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出してください。(別紙2 参照)

当該指摘の対象事業者及び提出書類など

☐ 対象事業者

利用状況報告を行う全ての事業者

☐ 提出資料

・ 利用状況報告書

・ 設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料 (別紙2 参照)

☐ 提出時期

毎年の利用状況報告時 (平成31 年は4 月1 日～4 月30 日まで)

3. 設備が稼働停止又は達成率が低調な場合の改善方策について

今回の検査では、再エネ熱利用等設備が稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている事例が見受けられました。このような事態は、補助目的を十分に達成しているとは言えない状況になりますので、設備が稼働停止又は達成率が低調の場合には、その原因を分析した上で、利用状況報告書と併せて設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための改善計画を提出してください。また、改善計画書を提出した事業者は、当該改善計画書に基づきその進捗状況を報告してください。なお、状況に応じて弊法人から進捗状況を確認する場合がありますのでご了承ください。(別紙3 参照)

当該指摘の対象事業者及び提出資料など

☐ 対象事業者

設備が稼働停止している事業者並びに達成率が50%未満の事業者

☐ 提出資料

改善計画書 (別紙3 参照)

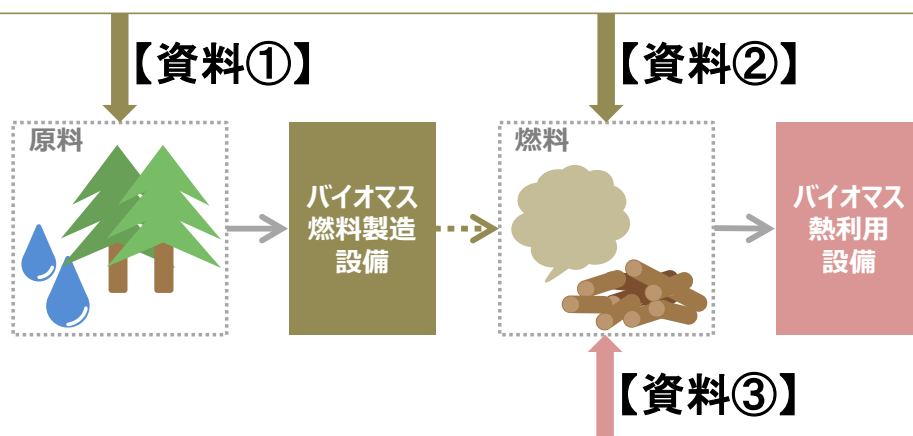
☐ 提出時期

毎年利用状況報告時 (平成31 年は4 月1 日～4 月30 日まで)

【1】バイオマス熱利用設備及びバイオマス燃料製造設備を導入した事業者

バイオマス燃料製造設備を導入した場合

「使用する原料のバイオマス依存率の計算根拠がわかる資料(資料①)」
「製造した燃料が要件を満たしていることがわかる資料(資料②)」
を提出してください。



「使用する燃料のバイオマス依存率の計算根拠がわかる資料(資料③)」
を提出してください。

バイオマス熱利用設備を導入した場合

※資料①～③の例は別紙 1 - 2 ～ 4 をご確認ください。

(別紙 1 - 2)

原料を自社で調達する場合

2) 原料の内訳がわかる資料 (自社作成可)

Figure 1: Schematic diagram of the wastewater treatment system for the paper mill. The top section shows four input streams: '乳製品' (Dairy products), '珈琲' (Coffee), '果物' (Fruits), and '非バイオマス' (Non-biomass). Each stream has a '排水' (Wastewater) outlet. The '排水' from '乳製品', '珈琲', and '果物' are combined and flow into a tank labeled '原水' (Raw water). The '排水' from '非バイオマス' flows into a separate tank. The bottom section shows three input streams: '木片' (Wood chips), 'おがくず' (Sawdust), and '紙くず' (Paper waste). Each stream has a '低位発熱量' (Low calorific value) label and a flow rate of '00kg/h'. These streams flow into a tank labeled '原料ヤード' (Raw material yard). The '排水' from '木片', 'おがくず', and '紙くず' are combined and flow into the '原料ヤード' tank. The '排水' from the '原料ヤード' tank flows into a tank labeled '排水系統合' (Wastewater system integration). The '排水系統合' tank has a date '2019.08.17' and two '00' labels.

実態に即した数値を記入してください。数値が交付申請や実績報告（以下、交付申請等という。）にて提出した資料と異なる場合は、別途変更になった理由書と記載した数値の根拠資料を提出してください。

使用している原料の種別及び数量が記載されているものを提出してください。

バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣（以下、バイオマス排水等という。）以外が原料の場合は、上記情報に加え、実際に使用した原料の低位発熱量を客観的に証明できる資料を提出してください。

1) バイオマス依存率計算書

2) 納品書 等

平成30年XX月XX日

納品書

株式会社〇×環境建設 殿

株式会社〇〇商機

下記のとおり納品致しました。

納品場所	株式会社〇×環境建設 △△工場			
納品日	平成30年XX月XX日			

品名	数量	単価	金額	備考
おがくず(低位発熱量〇〇MJ/kg)	1,000kg	〇〇	〇〇〇〇〇	
木片(低位発熱量〇〇MJ/kg)	500kg	〇〇	〇〇〇〇〇	
(合計)			〇〇〇〇〇	

使用している原料の種別及び数量が記載されているものを提出してください。

バイオマス排水等以外が原料の場合は、上記情報に加え実際に使用した原料の低位発熱量を客観的に証明できる資料を提出してください。

なお、上記の情報が記載された納品書を提出する場合は、利用状況報告対象期間に納品された原料全ての納品書を提出してください。

【資料②の例】 製造した燃料が要件を満たしていることがわかる資料

- 1) 1日毎の製造量がわかる資料 (稼働実績ログ、操業日誌 等)
計測データ (時間、製造量、低位発熱量) がわかる資料を提出してください。
※提出データの形式は、csv (Excel) 又はPDFでご提出ください。
※計測機器から出力されるデータの場合は加工せずに提出してください。
(計測データがわかりにくい場合は、別途説明資料を提出してください。)

1年分の計測データ

[2019年3月]

番号 NO.	日時 Time	...	...	...	原料供給量 l/min	製造量 Nm ³
243456	2019/3/1 0:00				0.00	0.00
243457	2019/3/1 0:01				0.00	0.00
243458	2019/3/1 0:02				0.00	0.00
243459	2019/3/1 0:03				0.00	0.00
243460	2019/3/1 0:04				0.00	0.00
243461	2019/3/1 0:05				0.00	0.00
243462	2019/3/1 0:06				0.00	0.00
243463	2019/3/1 0:07				0.00	0.00
243464	2019/3/1 0:08				0.00	0.00
243465	2019/3/1 0:09				0.00	0.00
243466	2019/3/1 0:10				0.00	0.00

[2018年4月]

番号 NO.	日時 Time	...	...	...	原料供給量 l/min	製造量 Nm ³
123456	2018/4/1 0:00				0.00	0.00
123457	2018/4/1 0:01				0.00	0.00
123458	2018/4/1 0:02				0.00	0.00
123459	2018/4/1 0:03				0.00	0.00
123460	2018/4/1 0:04				0.00	0.00
123461	2018/4/1 0:05				0.00	0.00
123462	2018/4/1 0:06				0.00	0.00
123463	2018/4/1 0:07				0.00	0.00
123464	2018/4/1 0:08				0.00	0.00
123465	2018/4/1 0:09				0.00	0.00
123466	2018/4/1 0:10				0.00	0.00

166646	2018/4/30 23:50				0.00	0.00
166647	2018/4/30 23:51				0.00	0.00
166648	2018/4/30 23:52				0.00	0.00
166649	2018/4/30 23:53				0.00	0.00
166650	2018/4/30 23:54				0.00	0.00
166651	2018/4/30 23:55				0.00	0.00
166652	2018/4/30 23:56				0.00	0.00
166653	2018/4/30 23:57				0.00	0.00
166654	2018/4/30 23:58				0.00	0.00
166655	2018/4/30 23:59				0.00	0.00

19/3/31 23:50					0.00	0.00
19/3/31 23:51					0.00	0.00
19/3/31 23:52					0.00	0.00
19/3/31 23:53					0.00	0.00
19/3/31 23:54					0.00	0.00
19/3/31 23:55					0.00	0.00
19/3/31 23:56					0.00	0.00
19/3/31 23:57					0.00	0.00
19/3/31 23:58					0.00	0.00
19/3/31 23:59					0.00	0.00

- 2) 製造した燃料の低位発熱量を客観的に証明できる資料
(第三者機関による検査報告書、分析結果 等)

分析結果報告書																							
第890123号 平成30年〇月〇日																							
株式会社〇×環境建設 殿																							
環境共創調査株式会社 代表取締役 環境 一 郎 計量証明事業〇〇県登録第環境〇号																							
貴依頼による試料の分析を下記のとおり報告致します。																							
1. 試料名	パーク																						
2. 受付日	平成30年〇月〇日																						
3. 分析項目	水分、灰分、可燃分、低位発熱量																						
4. 試料採取者	株式会社〇×環境建設																						
5. 採取条件	[天候]ー [気温]ー [水温]ー																						
6. 分析結果	<table><thead><tr><th>分析項目</th><th>分析結果</th><th>単位</th><th>分析方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>水分</td><td>〇〇</td><td>%</td><td>JIS:.....</td></tr><tr><td>灰分</td><td>〇〇</td><td>%</td><td>JIS:.....</td></tr><tr><td>可燃分</td><td>〇〇</td><td>%</td><td>JIS:.....</td></tr><tr><td>低位発熱量</td><td>〇〇</td><td>MJ/kg</td><td>JIS:.....</td></tr></tbody></table>			分析項目	分析結果	単位	分析方法	水分	〇〇	%	JIS:.....	灰分	〇〇	%	JIS:.....	可燃分	〇〇	%	JIS:.....	低位発熱量	〇〇	MJ/kg	JIS:.....
分析項目	分析結果	単位	分析方法																				
水分	〇〇	%	JIS:.....																				
灰分	〇〇	%	JIS:.....																				
可燃分	〇〇	%	JIS:.....																				
低位発熱量	〇〇	MJ/kg	JIS:.....																				

検査報告書														
第789123号 平成30年〇月〇日														
株式会社〇×環境建設 殿														
環境共創調査株式会社 代表取締役 環境 一 郎 計量証明事業〇〇県登録第環境〇号														
貴依頼による検査を下記のとおり報告致します。														
1. 測定項目	メタン発酵設備ガス中の成分濃度													
2. 採取場所	廃液処理													
3. 気象条件	i) 採取日時 平成30年〇月〇日 ii) 気 候 晴 iii) 気 温 25℃													
4. 測定結果	<table><thead><tr><th>測定項目</th><th>濃度</th><th>発熱量</th></tr></thead><tbody><tr><td>メタン</td><td>〇〇%</td><td>〇〇MJ/Nm³</td></tr><tr><td>二酸化炭素</td><td>〇〇%</td><td>〇〇MJ/Nm³</td></tr><tr><td>合計</td><td>〇〇%</td><td>〇〇MJ/Nm³</td></tr></tbody></table>		測定項目	濃度	発熱量	メタン	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³	二酸化炭素	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³	合計	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³
測定項目	濃度	発熱量												
メタン	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³												
二酸化炭素	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³												
合計	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³												
5. 測定方法	〇〇〇〇〇													

(別紙 1 - 4)

燃料を自社で調達する場合

2) 第三者機関による検査報告書
分析結果 等

実態に即した数値を記入してください。数値が交付申請等にて提出した資料と異なる場合は、別途変更になった理由書と記載した数値の根拠資料を提出してください。

使用している燃料の種別、数量及び低位発熱量が記載されているもの（実際に使用した燃料の低位発熱量を客観的に証明できる資料）を提出してください。

1) バイオマス依存率計算書

実態に即した数値を記入してください。数値が交付申請等にて提出した資料と異なる場合は、別途変更になった理由書と記載した数値の根拠資料を提出してください。

使用している燃料の種別、数量及び低位発熱量が記載されているもの（実際に使用した燃料の低位発熱量を客観的に証明できる資料）を提出してください。

なお、上記の情報が記載された納品書を提出する場合は、利用状況報告対象期間に納品された燃料全ての納品書を提出してください。

【2】利用状況報告書を提出する全ての事業者

利用状況報告を行う対象期間について、計測機器から出力される計測データ(時間、温度、流量、熱量がわかるもの。バイオマス燃料製造設備については時間、製造量、低位発熱量がわかるもの。)を加工せずに提出してください。

提出データの形式は以下のいずれかで提出してください。

- ・ csv (Excel)
- ・ PDF

【例】CSVデータ

1年分の計測データ

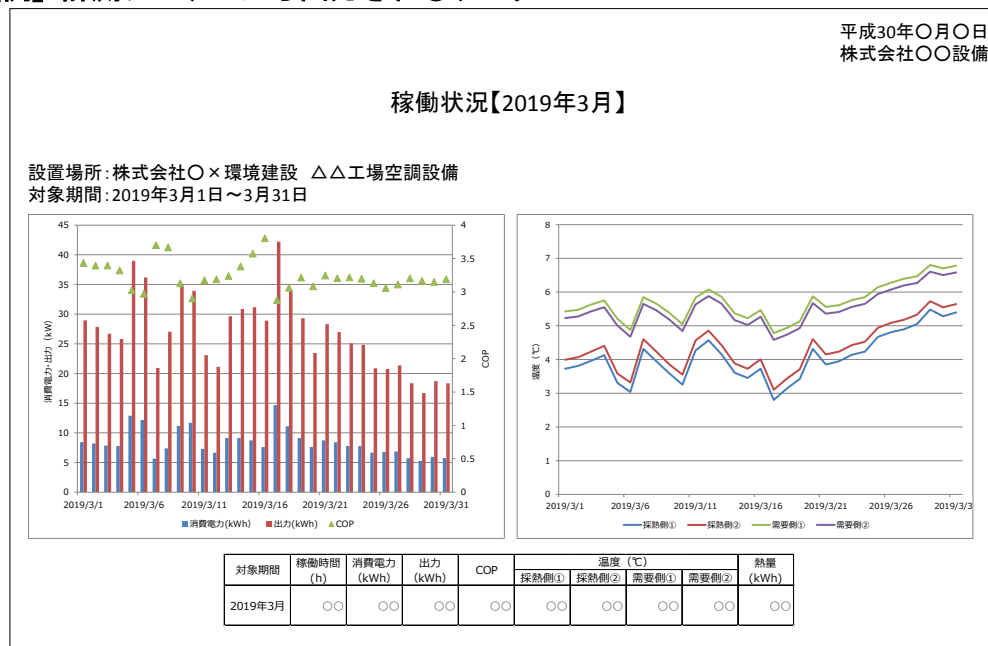
[2019年3月]

番号 NO.	日時 Time	温度 degC	流量 l/min	熱量 kW
243456	2019/3/1 0:00	0.00	0.00	0.00
243457	2019/3/1 0:01	0.00	0.00	0.00
243458	2019/3/1 0:02	0.00	0.00	0.00
243459	2019/3/1 0:03	0.00	0.00	0.00
243460	2019/3/1 0:04	0.00	0.00	0.00
243461	2019/3/1 0:05	0.00	0.00	0.00
243462	2019/3/1 0:06	0.00	0.00	0.00
243463	2019/3/1 0:07	0.00	0.00	0.00
243464	2019/3/1 0:08	0.00	0.00	0.00
243465	2019/3/1 0:09	0.00	0.00	0.00
243466	2019/3/1 0:10	0.00	0.00	0.00
166646	2018/4/30 23:50	0.00	0.00	0.00
166647	2018/4/30 23:51	0.00	0.00	0.00
166648	2018/4/30 23:52	0.00	0.00	0.00
166649	2018/4/30 23:53	0.00	0.00	0.00
166650	2018/4/30 23:54	0.00	0.00	0.00
166651	2018/4/30 23:55	0.00	0.00	0.00
166652	2018/4/30 23:56	0.00	0.00	0.00
166653	2018/4/30 23:57	0.00	0.00	0.00
166654	2018/4/30 23:58	0.00	0.00	0.00
166655	2018/4/30 23:59	0.00	0.00	0.00

[2018年4月]

番号 NO.	日時 Time	温度 degC	流量 l/min	熱量 kW
123456	2018/4/1 0:00	0.00	0.00	0.00
123457	2018/4/1 0:01	0.00	0.00	0.00
123458	2018/4/1 0:02	0.00	0.00	0.00
123459	2018/4/1 0:03	0.00	0.00	0.00
123460	2018/4/1 0:04	0.00	0.00	0.00
123461	2018/4/1 0:05	0.00	0.00	0.00
123462	2018/4/1 0:06	0.00	0.00	0.00
123463	2018/4/1 0:07	0.00	0.00	0.00
123464	2018/4/1 0:08	0.00	0.00	0.00
123465	2018/4/1 0:09	0.00	0.00	0.00
123466	2018/4/1 0:10	0.00	0.00	0.00
166646	2018/4/30 23:50	0.00	0.00	0.00
166647	2018/4/30 23:51	0.00	0.00	0.00
166648	2018/4/30 23:52	0.00	0.00	0.00
166649	2018/4/30 23:53	0.00	0.00	0.00
166650	2018/4/30 23:54	0.00	0.00	0.00
166651	2018/4/30 23:55	0.00	0.00	0.00
166652	2018/4/30 23:56	0.00	0.00	0.00
166653	2018/4/30 23:57	0.00	0.00	0.00
166654	2018/4/30 23:58	0.00	0.00	0.00
166655	2018/4/30 23:59	0.00	0.00	0.00

【例】計測システムから出力されるデータ



※バイオマス燃料製造設備は、【資料②】にて稼働状況等が確認できる場合は省略可。

【1】 【2】 において改善が必要な事業者

補助事業が完了した年度末に補助事業者へ周知する「利用状況報告のホームページ」から本書式をダウンロードし、必要事項を記入した上で、利用状況報告書と同時に提出してください。

平成 年 月 日 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 赤池 学 殿 住 所 補助事業者 名 称 代表者等名 印 平成28年度 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金 改善計画書	平成 年 月 日 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 赤池 学 殿 住 所 補助事業者 名 称 代表者等名 印 平成 年度 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金 (再生可能エネルギー熟事業者支援事業) 改善計画書 平成 年 月 日 付け 改善計画を報告します。 1. 補助事業の名称 2. 状況 3. 原因と経緯 4. 改善を行う方法 5. 改善実施スケジュール ・スケジュール詳細 ・改善状況の進捗報告時期(進捗報告は少なくとも6ヶ月に1度以上は行ってください)
--	--

意見を表示し又は処置を要求した事項

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等により導入したバイオマス熱利用設備で使用する燃料が補助の要件を満たしたものとなるよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに再生可能エネルギー熱利用設備等の稼働状況や達成率を適切に把握して、稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体から改善計画等の提出を受けて改善指導等を行うなどするよう是正改善の処置を求め及び改善の処置を要求したもの

所管、会計名及び科目	内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費 〔平成 23 年度は、文部科学省、経済産業省及び環境省所管〕 エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定) (項)エネルギー需給構造高度化対策費	
部 局 等	資源エネルギー庁	
補助の根拠	予算補助	
補助事業者	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(平成 23 年度～27 年度) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(平成 28、29 両年度)	
間接補助事業者(事業主体)	106 事業主体(平成 23 年度～27 年度) 12 事業主体(平成 28、29 両年度)	
補助事業	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業(平成 23 年度～27 年度) 再生可能エネルギー事業者支援事業(平成 28 年度) 再生可能エネルギー熱事業者支援事業(平成 29 年度)	
補助事業の概要	安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることなどを目的として、民間事業者等が事業主体となって、太陽熱、地中熱、バイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助するもの	
検査の対象とした事業数及び当該事業に対する国庫補助金交付額	127 事業	37 億 2411 万余円(平成 23 年度～27 年度)
	13 事業	7 億 0743 万余円(平成 28、29 両年度)
実際に使用した燃料のバイオマス依存率が60%未満となっている事業数及び国庫補助金交付額(1)	3 事業	5743 万円(平成 24 年度～26 年度)

長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている事業数及び国庫補助金交付額(2)	34 事業	9 億 5956 万円(平成 23 年度～27 年度)
(1)及び(2)の純計	36 事業	10 億 0486 万円(平成 23 年度～27 年度)

【適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め並びに改善の処置を要求したものの全文】

再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の実施状況等について

(平成 30 年 10 月 30 日付け 資源エネルギー庁長官宛て)

標記について、下記のとおり、会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに同法第 36 条の規定により改善の処置を要求する。

記

1 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業等の概要

(1) 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業の概要

貴庁は、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ることなどを目的として、平成 23 年度から 27 年度までの間に、民間事業者等が事業主体となって、太陽熱、地中熱、バイオマス熱等の再生可能エネルギー熱を利用する設備及びバイオマス燃料を製造する設備(以下「再エネ熱利用等設備」という。)を導入する再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業(以下「再エネ熱加速化事業」という。)に要する経費の一部を補助するため、毎年度公募により補助事業者を選定して、当該補助事業者に対して補助金を交付している。そして、貴庁は、再エネ熱加速化事業の補助事業者として選定した一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という。)に対して、23 年度から 27 年度までの間に、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金計 127 億 7916 万余円を交付している。

協議会は、上記補助金の交付を受けて、事業主体が実施する再エネ熱加速化事業に要する経費の一部に補助金(以下、この補助金を「再エネ熱加速化補助金」という。)を交付している。再エネ熱加速化補助金の交付に当たり、協議会は、交付申請に当たって民間事業者等が提出すべき書類、導入した再エネ熱利用等設備の利用状況について報告すべき事項等を定めた公募要領等を作成するなどしており、これらに基づき再エネ熱加速化事業の事業主体を公募して、応募した民間事業者等を審査して事業主体を決定している。

(2) 再エネ熱加速化事業の公募要領等の内容

再エネ熱加速化事業の公募要領等には、次のような内容が定められている。

ア 補助の対象となる設備

補助の対象となる再エネ熱利用等設備の概要は表 1 のとおりとなっている。

表1 補助の対象となる再エネ熱利用等設備の概要

再エネ熱利用等設備の種類	概 要
太陽熱利用設備	太陽の光エネルギーが集熱器に照射されることによって発生する熱エネルギーを熱源として、給湯、暖房等に利用する設備
温度差エネルギー利用設備	海水、河川水等の水を熱源として、給湯、冷暖房等に利用する設備
雪氷熱利用設備	雪又は氷(冷凍機を用いて生産したものを除く。)を熱源として、冷蔵、冷房等に利用する設備
地中熱利用設備	昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を熱源として、冷暖房、給湯、融雪等に利用する設備
バイオマス熱利用設備	動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができる木質チップ等の燃料を燃焼することにより、暖房、給湯等に利用する設備
バイオマス燃料製造設備	動植物に由来する有機物を原料として、木質チップ、メタンガス等のバイオマス燃料を製造する設備

イ 交付申請書類

再エネ熱利用等設備を導入しようとする民間事業者等は、再エネ熱加速化補助金の交付申請に当たり、交付申請書、実施計画書等の交付申請書類を協議会に提出することとなっており、実施計画書には、再エネ熱加速化事業により導入する再エネ熱利用等設備から供給される熱量又はバイオマス燃料の製造量(以下、これらを「再エネ熱量等」という。)の計画値等を記載することとなっている。

また、バイオマス熱利用設備を導入する場合には、実施計画書に燃料の種類及びバイオマス依存率^(注)を記載するとともに、燃料の調達先、調達量等の燃料調達に関する書類及びバイオマス依存率の計算根拠を添付することとなっており、当該設備で使用する燃料のバイオマス依存率が60%以上であることが補助の要件となっている。

(注) バイオマス依存率 燃料を燃焼させることにより生ずる発熱量の総和に対する燃料に含まれる紙くず、木くず等のバイオマス(動植物に由来する有機物)を燃焼させることにより生ずる発熱量の割合。なお、燃料に含まれる廃プラスチック類、ゴムくず等は非バイオマスとされている。

ウ 取得財産の管理及び利用状況報告書の提出

事業主体は、再エネ熱加速化事業により取得した財産について、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、再エネ熱加速化補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があるとされている。

そして、事業主体は、事業実施年度の次年度から4年間、毎月の再エネ熱利用等設備の稼働時間、再エネ熱量等の実績値、当該設備で使用した燃料のバイオマス依存率等を記載した1年間の利用状況報告書を提出することとなっており、再エネ熱量等の計画値と実績値の乖離が大きい場合には、協議会からその原因について調査・報告を求められる場合があるとされている。

(3) 再生可能エネルギー事業者支援事業等の概要

貴庁は、28年度以降も、民間事業者が事業主体となって再エネ熱利用等設備(自家消費向け再生可能エネルギー発電設備を含む。)を導入する再生可能エネルギー事業者支援事業

及び再生可能エネルギー熱事業者支援事業(以下、これらを「事業者支援事業」という。)に要する経費の一部を補助するため、毎年度公募により補助事業者を選定して、当該補助事業者に対して補助金を交付している。そして、28、29両年度の事業者支援事業の補助事業者として選定された一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)は、貴庁から再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金等計 60 億 8555 万余円の交付を受けて、公募要領等を定めるなどして、協議会と同様の手続により、事業主体が実施する事業者支援事業に要する経費の一部に補助金(以下、この補助金を「事業者支援補助金」という。)を交付している。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、再エネ熱加速化事業等により導入した再エネ熱利用等設備は、補助の要件を満たして適切に利用されているか、事業の効果が十分に発現しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、23 年度から 27 年度までの間に再エネ熱利用等設備を導入した 127 事業(106 事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計 37 億 2411 万余円)及び 28 年度又は 29 年度に再エネ熱利用等設備を導入した 13 事業(12 事業主体、事業者支援補助金交付額計 7 億 0743 万余円)の計 140 事業を対象として、117 事業主体(27、28 各年度の各 1 事業について 1 事業主体が重複している。)において、交付申請書類、利用状況報告書等の関係書類及び現地の状況を確認するなどするとともに、貴庁、協議会及び SII において、利用状況の確認等の状況について説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) バイオマス熱利用設備で使用した燃料のバイオマス依存率が 60% 未満となっている事態

前記のとおり、バイオマス熱利用設備を導入する場合には、当該設備で使用する燃料のバイオマス依存率が 60% 以上であることが補助の要件とされている。そこで、前記 140 事業のうち、バイオマス熱利用設備を導入した 46 事業についてみたところ、4 事業において、事業主体が協議会に提出した実施計画書及び各年度の利用状況報告書には、いずれも当該設備の使用燃料が木質チップであり、バイオマス依存率は 100% であると記載されていたのに、実際には、木質チップよりも発熱量が高いことなどから、非バイオマスである廃プラスチック類とバイオマスである紙くず等とを混合した固形燃料(以下「RPF」という。)が使用されており、実際のバイオマス依存率が不明な状況となっていた。

そこで、上記の 4 事業で使用した RPF の製造業者に対して、当該製造業者が製造している RPF の原料の構成割合を調査したところ、24 年度から 26 年度までの間にバイオマス熱利用設備を導入した 3 事業(3 事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計 5743 万余円)において、いずれも RPF の原料に占める廃プラスチック類の割合が 60% となっており、これを発熱量に換算してバイオマス依存率を算出すると最大でも 46.8% となり、補助の要件とされている 60% を下回る状況となっていた。

そして、これら 3 事業について、協議会は、再エネ熱加速化事業の公募要領等において、利用状況報告書の提出時に実際に使用した燃料の種類等が記載された納品書等のバイ

オマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出させることとしていなかったことなどから、利用状況報告書に記載されたバイオマス依存率が適切かどうかについて十分に確認することができない状況となっていた。

また、28、29両年度に実施された事業者支援事業の公募要領等も、再エネ熱加速化事業の公募要領等と同様の内容であることから、上記と同様の事態が発生するおそれがある。

(2) 再エネ熱利用等設備が長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている事態

前記のとおり、公募要領等によれば、事業主体は、再エネ熱利用等設備の効率的、効果的な運用を図る必要があるとされている。そこで、前記の140事業における再エネ熱利用等設備の利用状況についてみたところ、次のとおり、23年度から27年度までの間に再エネ熱利用等設備を導入した34事業(28事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計9億5956万余円)において、1年以上の長期にわたり稼働を停止していたり、再エネ熱量等の計画値に対する実績値の割合(以下「達成率」という。)が50%未満と低調となっていたりしている事態が見受けられた。

ア 長期にわたり稼働を停止している事態

23年度から26年度までの間にバイオマス熱利用設備を導入した7事業(6事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計7005万余円)において、事業主体が、設備が故障したのに修理を行っていなかったり、設備の稼働について地元住民の理解を得られなかったり、異物が混入した木質チップにより設備の故障が頻発したため良質な木質チップの調達先を検討したが確保できなかったりしていたことなどから、30年3月末時点で1年4か月から3年7か月までの長期にわたり稼働を停止していた。

そして、上記7事業のうち5事業に係る4事業主体においては、26年度から28年度までの間の協議会に対する利用状況報告書の提出に当たり、実際には設備の稼働を停止していた期間についても稼働していたとする内容を記載して報告していたため、協議会はその実態を把握していなかった。

上記の長期にわたり稼働を停止している事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1>

兵庫県姫路市に所在する弁当の製造販売会社は、平成24年度に、弁当用の食器洗浄に使用する温水の熱源に利用するため、ボイラー1基、燃料を貯蔵するサイロ1基等で構成されるバイオマス熱利用設備を導入して、再エネ熱加速化補助金1093万余円の交付を受けていた。

同社は、当該設備導入後の25年度から28年度までの利用状況について、計4回、協議会に利用状況報告書を提出しており、各年度の達成率を25年度63.6%、26年度79.6%、27年度85.9%、28年度86.2%と記載していた。

しかし、当該設備の利用状況について検査したところ、同社は、燃料が詰まったり、部材が破損したりするなどの不具合や故障が頻繁に発生したことなどから、30年3月末時点で、27年6月から2年10か月にわたり稼働を停止し、その間、バックアップ用に設置して

いた既存のLPガスを燃料とするボイラー2基を使用するとともに、29年5月からは、新たに既存のボイラーと同種のボイラーを1基購入して使用していた。

そして、同社が協議会に提出した27、28両年度の利用状況報告書には、実際には稼働を停止していた期間についても稼働していたとする内容が記載されていたため、協議会はその実態を把握していなかった。

なお、同社は、会計実地検査を実施する旨の連絡を受けた後、30年4月にバイオマス熱利用設備の修理を行い、同年5月には稼働を再開していた。

イ 達成率が低調となっている事態

23年度から27年度までの間に地中熱利用設備、バイオマス熱利用設備等の再エネ熱利用等設備を導入した27事業(23事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計8億8950万余円)において、事業主体が、再エネ熱加速化事業により導入した再エネ熱利用等設備よりも灯油、電気等をエネルギー源とする設備を優先的に使用したり、良質な木質チップや自社製造のバイオマス燃料等について十分な量を確保できなかったりしていたことなどから、28年度の達成率が1.8%から49.1%と低調になっていた。これら27事業における27年度以前の達成率の状況は、表2のとおりとなっていて、23年度から25年度までの間に設備を導入した13事業のうち12事業が3年連続で50%未満となっていた。

表2 27事業における達成率の状況

設備導入年度	達成率	達成率が50%未満の事業数		
		平成28年度	27年度	26年度
平成 23～25年度	10%未満	3	3	3
	10%以上 30%未満	5	3	4
	30%以上 50%未満	5	7	5
	計	13	13	12
26年度	10%未満	2	2	
	10%以上 30%未満	1	1	
	30%以上 50%未満	2	1	
	計	5	4	
27年度	10%未満	2		
	10%以上 30%未満	5		
	30%以上 50%未満	2		
	計	9		
合 計		27	17	12

そして、上記27事業のうちバイオマス熱利用設備を導入した1事業において、事業主体は、協議会への27、28両年度の利用状況報告書の提出に当たり、実際の達成率がそれぞれ2.0%、1.8%であったと認められるにもかかわらず、92.4%、117.4%と記載して報告していたため、協議会はその実態を把握していなかった。

前記の達成率が低調となっている事態について、事例を示すと次のとおりである。

＜事例2＞

青森県青森市に所在する社会福祉法人は、平成26年度に、特別養護老人ホームの給湯及び暖房の熱源として、灯油を燃料とする既存のボイラー(以下「灯油ボイラー」という。)に代えて再生可能エネルギー熱を利用するために、地下水を利用するヒートポンプ2基、貯湯槽9基等から構成される地中熱利用設備を導入して、再エネ熱加速化補助金750万円の交付を受けていた。そして、当該地中熱利用設備から供給される熱量のみでは給湯及び暖房の利用に支障を来す12月から翌年3月までの期間は、補助熱源として灯油ボイラーを併用することとしていた。

同法人は、再エネ熱加速化補助金の交付申請時の実施計画書等において、当該設備から1年間に供給される熱量の計画値を1,036.0GJとし、また、補助熱源である灯油ボイラーから同期間に供給される熱量の計画値を111.4GJとしていた。

しかし、28年度の利用状況について検査したところ、灯油の価格が計画時に比べて安価であったことなどから、再エネ熱利用等設備ではない灯油ボイラーを優先的に使用しており、その結果、灯油ボイラーから供給された熱量の実績値は1,237.5GJとなり、計画値の111.4GJを大幅に上回っていた。

このため、本件事業により導入した地中熱利用設備から供給された熱量の実績値は、前記の計画値1,036.0GJに対して384.7GJにとどまり、達成率が37.1%と低調になっていた。

また、29年度にバイオマス熱利用設備を導入した1事業(事業者支援補助金交付額1億0999万余円)において、29年12月にバイオマス熱利用設備の設置を完了したものの、燃料の燃焼後の灰が半溶融状態の塊となって排出できない不具合が生じて本格的な稼働ができない状況となっていたことから、実績値が確認できた30年1月から7月までの間の達成率を計算したところ、10.6%となっていた。

ウ 協議会による利用状況報告書の確認、原因の把握、事業主体に対する改善指導等の状況

前記のとおり、長期にわたり稼働を停止していた7事業のうち5事業及び達成率が低調となっていた27事業のうち1事業の計6事業は、事業主体が、利用状況報告書の提出に当たり、稼働状況や達成率について事実と異なる内容を記載して報告していた。しかし、協議会は、再エネ熱加速化事業の公募要領等において、利用状況報告書の提出時に稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出させることとしていなかったことなどから、その記載内容が適切かどうかについて十分に確認することができない状況となっていた。

また、協議会は、前記のとおり、再エネ熱量等の計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について調査・報告を事業主体に対して求める場合があるとしていたものの、その後の改善に向けた措置等については、公募要領等に明記していなかった。

そこで、長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしていた前記の34事業に対する協議会による原因把握や改善指導等の状況をみると、協議会は、29事業について、事業主体から調査及び報告をさせるなどして、その原因を把握していた。しかし、原因の把握にとどまらず、事態の改善に向けた具体的な取組の内容を把握していたのは2事業のみとなっており、当該2事業についても、協議会は、その後の状況を把握しておらず、改善指導等が十分に行われているとは認められない状況

となっていた。

そして、28、29 両年度に実施された事業者支援事業の公募要領等も、再エネ熱加速化事業の公募要領等と同様の内容であることから、上記と同様の事態が発生するおそれがある。

なお、(1)及び(2)の事態について、重複分を除くと、36 事業(30 事業主体、再エネ熱加速化補助金交付額計 10 億 0486 万余円)となる。

(是正及び是正改善並びに改善を必要とする事態)

再エネ熱加速化事業の実施に当たり、バイオマス熱利用設備で使用した燃料が実施計画書及び利用状況報告書に記載された燃料と異なっていて、実際に使用した燃料のバイオマス依存率が 60% 未満となっている事態は適切ではなく、是正及び是正改善を図る要があると認められる。また、利用状況報告書により再エネ熱利用等設備の稼働状況や達成率を適切に把握することができない事態は適切ではなく、是正改善を図る要があると認められる。さらに、再エネ熱利用等設備が長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしているのに、改善指導等が十分に行われていない事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、事業主体において、再エネ熱利用等設備導入後に補助の要件を満たした適切な燃料を使用したり、その効率的、効果的な運用を図ったりすることに対する理解が十分でないことなどにもよるが、貴庁において、次のことなどによると認められる。

ア 協議会に対して、バイオマス熱利用設備に係る利用状況報告書の提出時に、バイオマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出させることなどを検討させて、実際に使用した燃料のバイオマス依存率等についての確認を十分に行わせることとしていないこと

イ 協議会に対して、再エネ熱利用等設備が長期にわたり稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている事業について、利用状況報告書の提出時に稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出させてその状況を適切に把握した上で、その原因を踏まえて改善指導等を行うなどの具体的な措置について、十分に検討させていないこと

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置並びに要求する改善の処置

再エネ熱加速化事業は 27 年度で終了したものの、再エネ熱利用等設備を導入した事業主体は、事業完了後においても再エネ熱加速化補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的な運用を図る必要がある。そして、28 年度以降の事業者支援事業においても、再エネ熱加速化事業で見受けられた事態を防止するための措置を講じて、事業者支援事業により導入する再エネ熱利用等設備の効率的、効果的な運用を図る必要がある。

ついては、貴庁において、再エネ熱加速化事業及び事業者支援事業で導入した再エネ熱利用等設備が適切に利用されるとともに、事業の効果が十分に発現するよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに改善の処置を要求する。

ア 協議会に対して、バイオマス熱利用設備で使用した燃料のバイオマス依存率が 60% 未満となっている 3 事業に係る事業主体には、補助の要件を満たした適切な燃料を使用するよう指導等を行い、その後の状況を適切に把握するよう指導すること(会計検査院法第 34 条の規定により是正の処置を要求するもの)

- イ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、バイオマス熱利用設備については、バイオマス依存率が60%以上となる燃料を使用する必要があることを事業主体に改めて周知させるとともに、利用状況報告書の提出時に、バイオマス依存率を適切に把握できるよう、実際に使用した燃料の種類等が記載された納品書等のバイオマス依存率の計算根拠を裏付ける資料を提出することなどについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、当該提出資料等によりバイオマス熱利用設備で使用した燃料が補助の要件を満たしているかを確実に確認することとするよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、利用状況報告書の提出時に、設備の稼働状況や達成率を適切に把握できるよう、事業主体が設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける資料を提出することについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、当該提出資料等により再エネ熱利用等設備の稼働状況や達成率を適切に把握することとするよう指導すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- エ 協議会及び事業者支援事業の補助事業者に対して、再エネ熱利用等設備が稼働を停止していたり、達成率が低調となっていたりしている場合には、事業主体がその原因を分析した上で、設備の稼働等に向けた取組方針や達成率を向上させるための改善計画を提出する必要があることについて事務連絡を発出したり、事業者支援事業の公募要領等に明記したりなどして事業主体等に周知させて、改善計画等の提出を受けた際には、その進捗状況を適切に把握するなどの改善指導等を行うこととするよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)